

改正農振法の運用について

令和 7 年 6 月
農林水産省 農村振興局

01 改正農振法の背景・概要

改正のポイント①：国民一人一人の「食料安全保障」を基本理念の中心に

- ・国民一人一人の「食料安全保障」を柱として位置付け
- ・国内の農業生産の増大を基本とし、**安定的な輸入・備蓄**について新たな位置付け
- ・**農業生産基盤等の確保**のための**輸出の促進**を新たに位置付け
- ・合理的な費用を考慮した**価格形成**を新たに位置付け

25年間で明らかになった課題

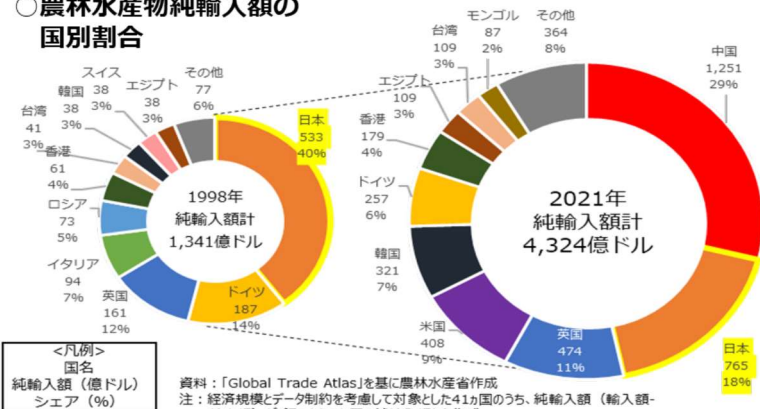
<世界の食料需給の不安定化による輸入リスクの増大>

- ・気候変動による食料生産の不安定化
- ・世界的な人口増加等に伴う食料争奪の激化
- ・国際情勢の不安定化

<良質な食料を入手できない食品アクセス問題の増大>

- ・小売・スーパーの撤退
- ・高齢者を中心とした買い物の移動の不便さの増大
- ・貧困・格差の拡大

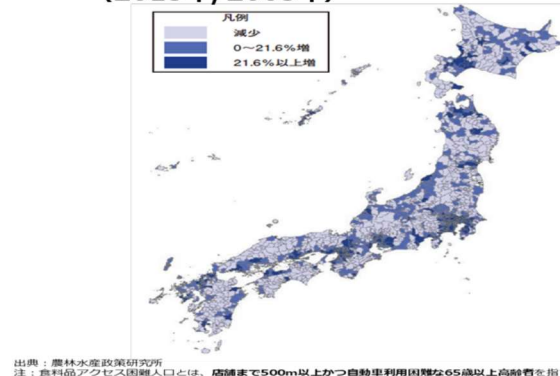
○農林水産物純輸入額の国別割合



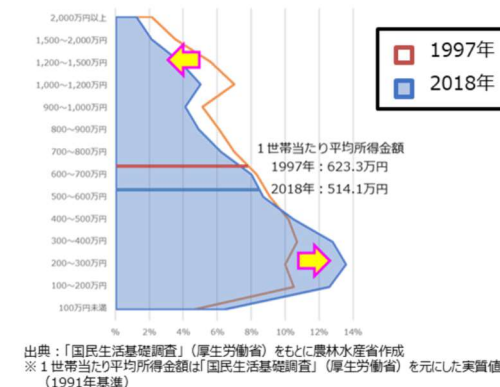
改正後の基本理念

- ・食料安全保障を基本理念の柱と位置付けた上で、国全体としての食料の確保（食料の安定供給）に加え、**国民一人一人の入手の観点を含めたものとして、「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、国民一人一人がこれ入手できる状態」と定義（第2条第1項）**
- ・食料の安定的な供給については、**農業生産の増大を基本とし、安定的な輸入・備蓄の確保**について新たな位置付け（第2条第2項）
- ・食料の安定的な供給に当たっては、**農業生産の基盤等の食料の供給能力の確保が重要である旨を位置付け（第2条第4項）**

○アクセス困難人口増加率・市町村 (2015年/2005年)



○所得金額階級別世帯数の相対度数分布の変化



食料安全保障強化に向けた農地制度見直しについて

- 食料安全保障の根幹は、人と農地の確保。
- 農地は食料生産の基盤であり、農地の総量確保と適正利用のための措置を強化するとともに、人口減少に対応し、将来にわたっての農地の総量確保を図るため、人と農地の受け皿となる農地所有適格法人の経営基盤強化についても所要の措置を講じていく。

【具体的な措置】

農地の確保・適正利用に係る措置の強化

<農地の総量確保のための措置>

○ 農地の総量確保のための措置の強化

→ 県の面積目標の達成に向けた措置及び農用地区域の変更に係る国の関与強化 等

○ 農地転用に係る手続の厳格化

→ 農地転用許可後の定期報告及び原状回復命令に従わない者の公表

<適正利用のための措置>

○ 農地の権利取得の厳格化

→ 農地の権利取得時の法令遵守状況等を確認し、不適正な農地利用を防止 等

農地の確保・適正利用に
係る措置を強化した上で

将来にわたって農地の総量を確保し、最大限活用を図るための措置

○ 人と農地の受け皿となる農地所有適格法人の経営基盤強化

→ 懸念払拭措置を講じた上で食品事業者等との連携による出資の柔軟化

(参考) 農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要について

- 農業振興地域制度により、**農業上の利用を図るべき土地を「農用地区域」としてゾーニング（転用不可）**
- 農地転用許可制度により、個別にその優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、**農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導**

農業振興地域制度（農振法） 〈農業上の土地利用のゾーニング〉

農業振興地域

長期にわたり総合的に農業振興を図る地域
(都道府県が指定)

農用地区域 (市町村が設定)

農業上の利用を図るべき土地の区域
(**転用禁止**)

(農用地区域から**除外**)

農振白地地域

農業振興地域外

農地転用許可制度（農地法） 〈個別転用を規制〉

【許可権者】

- ・ 都道府県知事
- ・ 指定市町村(農林水産大臣が指定する市町村)の長
(4ha超は農林水産大臣に協議)

農用地区域内の農地については**不許可**

農用地区域外の農地のうち、
以下に該当する場合には、**許可**

- ・ 土地改良事業の対象となっていない
小集団の生産力の低い農地
- ・ 市街地にある農地 等

市街化区域の農地:届出で転用可能

農地面積
427.2万ha
(令和6年)

農用地区域内の農地
396.7万ha
(令和5年)

- ・ 集团的農地、基盤整備農地等
- ・ 農地転用が原則禁止

農振白地地域内の農地
農業振興地域外の農地

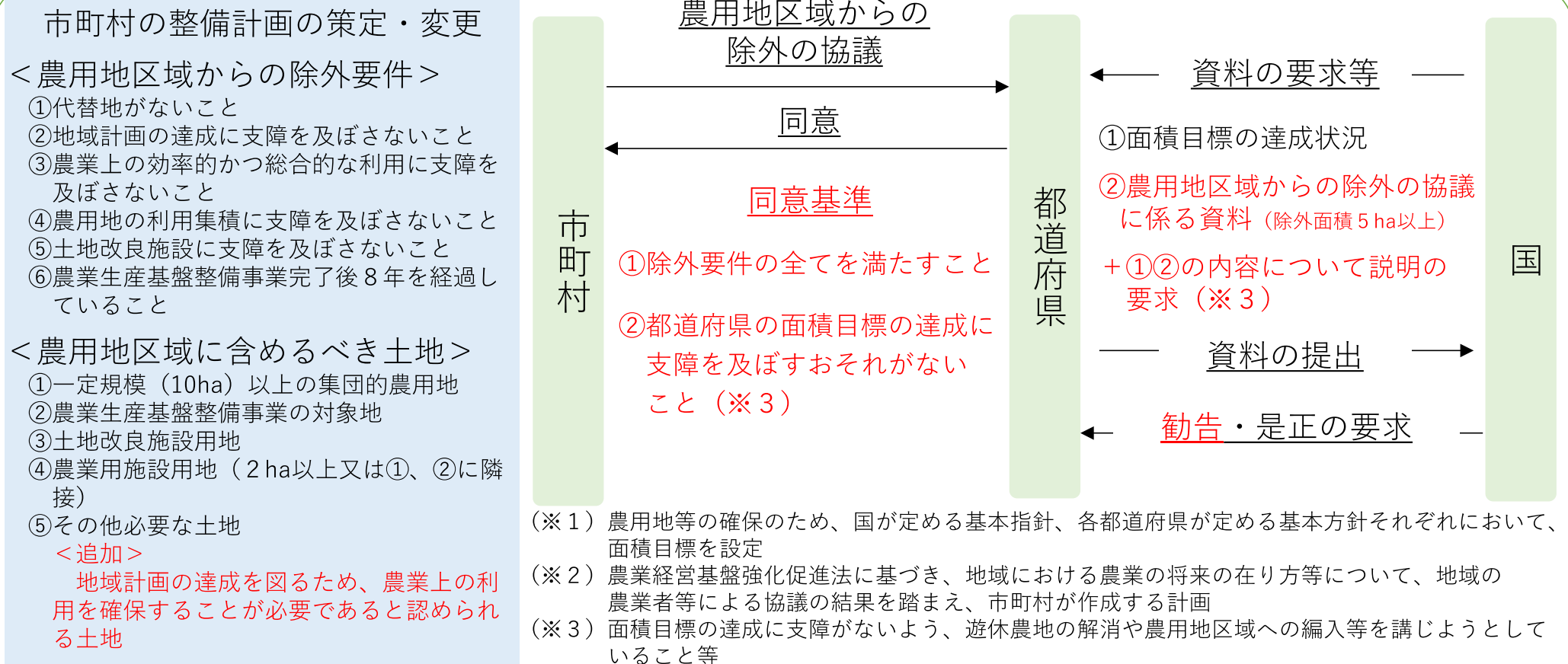
- ・ 中山間地の狭小な農地
- ・ 市街地にある農地 等

農地の総量確保のための措置の強化（農振法）

- 目的規定に**食料の安定供給の確保及びそのために必要な農用地等を確保する旨を明記**
- **国と地方公共団体の責務**及び国の基本指針・都道府県の基本方針（※１）の**面積目標の対象を農用地区域内の農用地に明確化**するとともに、基本指針策定に当たっての**国と地方の協議の場を法定化**
- 農用地の総量確保の措置として、①**除外に係る都道府県の同意基準の追加**、②**国の関与に係る手続を整備**
- 農用地区域に定めるべき土地として、**地域計画（※２）の達成のために必要な土地を追加**

農地の総量確保のための措置の概要

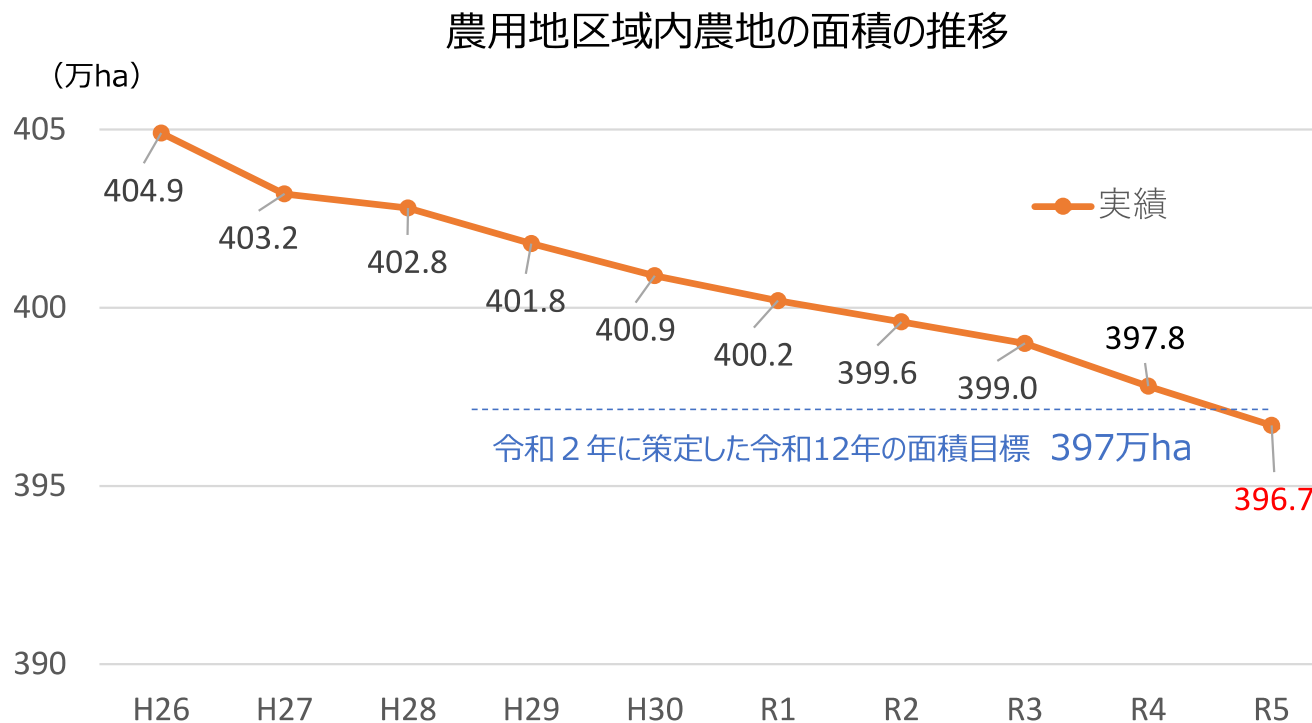
以下の赤字は改正部分



02 農地確保の必要性と面積目標の設定

農地確保の必要性と農用地区域内農地の面積の目標

- ◆ 農地は国内の農業生産の基礎的資源。農地は一度潰^{かい}廃させると復元することが非常に困難であることから、その確保を図ることが重要。
- ◆ 国及び都道府県において、確保すべき農用地区域内農地の面積の目標を設定しているが、農地の減少は進行。
- ◆ 改正農振法において、国及び都道府県において確保すべき農用地の面積の目標の達成に向けた措置を強化。これを踏まえ、国と地方公共団体が一体となって適切な運用を図る必要。



改正農振法において、面積目標の達成に向け、農用地区域からの除外に関する措置等を強化

国の農用地区域内農地の面積の目標

- ◆ 国の農用地区域内農地の面積の目標については、近年の農地面積の変動のすう勢や今後見込まれる施策効果を踏まえ、令和17年時点で390万ヘクタールと設定。

令和5年現在の農用地区域内農地の面積

396.7万ha

すう勢	令和17年までの農地の増減	施策効果	令和17年までの農地の増減
農用地区域からの除外	△8.4万ha	農用地区域への編入促進	+4.6万ha
		改正農振法の効果	+0.2万ha
荒廃農地の発生	△10.3万ha	荒廃農地の発生防止	+0.4万ha
		荒廃農地の解消	+6.5万ha

△18.7万ha（すう勢）

令和17年時点の農用地区域内農地の面積（すう勢のみ） 378万ha

+11.7万ha
（施策効果）

令和17年時点で確保される農用地区域内農地の面積の目標

390万ha

（注1）ラウンドの関係により数値が合わない場合がある。

（注2）「すう勢」は、「農用地区域からの除外」及び「荒廃農地の発生」が同水準で継続した場合の農地面積の減少である。

都道府県の農用地区域内農地の面積の目標の設定基準の概要

- ◆ 都道府県は、国が示す設定基準（国の目標設定に準拠）に基づいて、農用地区域内農地の面積の目標を設定。
- ◆ 都道府県は、目標案の設定根拠資料を整えた上で国に協議。国は目標案の内容を確認の上、同意。

考慮要素	設定基準	算定方法の概要
1 農用地区域からの除外（－）	これまでのすう勢が今後も継続した場合に見込まれる農地以外の用途に供するための農用地区域からの除外面積	令和2年から5年までのすう勢により算出
2 荒廃農地の発生（－）	これまでのすう勢が今後も継続した場合に見込まれる荒廃農地の発生面積	令和2年から5年までのすう勢により算出
3 農用地区域への編入促進（＋）	農振白地農地のうち、農用地区域とすることが適当な農地（集团的に存在する農地であって一定の要件を備えたもの）の相当部分の面積を積極的に編入	令和5年における農振白地農地のうち、①及び②の農地を編入するものとして算出 ① 20ha以上の集团的農地 ② 10ha～20haの集团的農地のうち基盤整備済み農地
4 荒廃農地の発生防止（＋）	これまでのすう勢が今後も継続した場合に見込まれる荒廃農地の発生防止の面積	各都道府県における担い手への農地集積目標を踏まえて、新たに担い手に集積される農地に応じた発生防止効果を算出
5 荒廃農地の解消（＋）	抜根、整地等により、通常の農作業による耕作が可能になると見込まれる荒廃農地の解消が見込まれる面積	令和2年から5年までの解消面積の4か年平均値（荒廃農地のストック面積が増加している場合には、その増加率により補正した値）が継続するものとして算出 ※都道府県において、算出した施策効果が過大になると判断する場合は、全国のストック面積増加率の1.03を用いた算定も可能
6 独自に考慮すべき事由（±）	都道府県独自の施策の推進による編入の促進や荒廃農地の発生防止効果の出現 定期見直し等により、農用地区域の設定要件を満たさないと判断されたことによる除外 都市計画マスタープラン等の土地利用計画に基づく開発予定による除外等	【共通】個別具体的に国との協議において決定 ▶ 市町村ごとに、基準年の翌年以降の基礎調査による除外面積の実績又は実施中の基礎調査による除外面積見込みが算定可能な場合は当該面積を計上 ※おおむね5年ごとに定期的に基礎調査を行っている市町村に限り、次回調査による除外面積が令和12年末までに明らかとなる蓋然性が高いと認められる場合には、過去の調査結果に基づいて算定した、調査1回分相当の除外面積見込みの計上が可能（真に計上を必要とする特段の事情がある場合には、令和13年から17年末までに実施予定の調査による除外面積見込みの追加計上も排除しないが、その際は、国としても、都道府県から当該市町村のこれまでの調査の実施状況や特段の事情の内容等を個別具体的に確認し、目標期間までの調査の実施及び計上する面積の確実性について判断） ▶ ① 開発計画策定自治体内の開発担当・農地担当間において、土地の位置や規模等についての調整が調い、 ② ①の自治体と協議先（例：市→県、県→国）の農振担当部局との間の土地利用調整が開始されたもの については、都道府県面積目標案に計上することを可とし、 国は、面積目標の期間中に開発が確実に行われる見込みを確認

03 改正農振法における面積目標の管理手法

都道府県の同意の判断

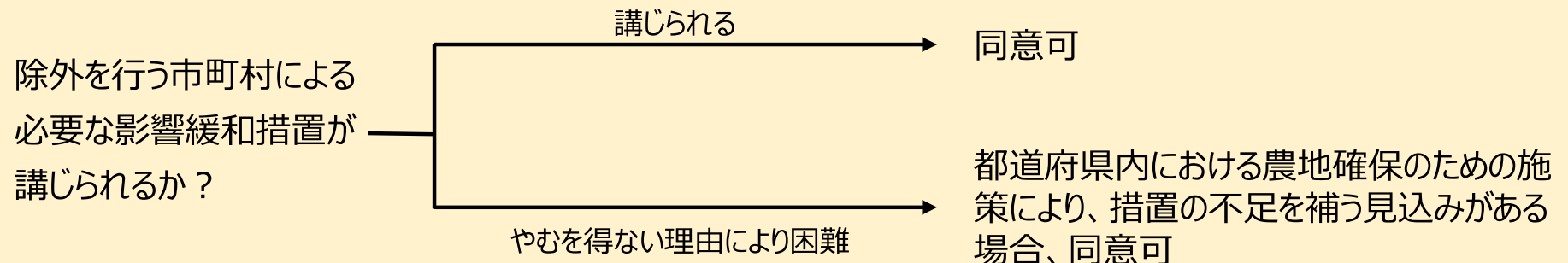
- ◆ 都道府県は、除外市町村による措置と都道府県内における施策の実施状況により、農地確保が図られる見込みがあると判断できる場合に同意。

(1) 除外要件のすべてを満たすこと（法改正前と同様）

- ① 農地以外にすることが必要かつ適当で、他に代替すべき土地がない
- ② 地域計画の達成に支障がない
- ③ 周辺の土地の農業上の利用に支障がない
- ④ 効率的かつ安定的な農業経営体への農地の利用・集積に支障がない
- ⑤ 土地改良施設の機能に支障がない
- ⑥ 土地改良事業等完了後 8 年を経過

+

(2) 都道府県面積目標の達成に支障を及ぼすおそれがないこと（法改正で追加）



影響緩和措置の要否の判断

◆ 都道府県面積目標に影響を及ぼすおそれがあるかどうかは、2つのパターンで判断※¹。

- ① 一般の農地転用のために行う農用地区域からの除外（除外目的変更※²）が、面積目標設定時の見込みを上回ったとき（フロー管理）
- ② 都道府県内の農用地区域内農地の面積が、面積目標を下回ったとき※³（ストック管理）

都道府県面積目標に影響を及ぼすおそれがあると認めるとき

（フロー管理）

目標設定時における
除外目的変更の
見込み（1年度分）

<

除外目的変更の
実績（1年度分）

【例】	(A年度)		(翌年度)
・ 面積目標における見込み	100ha		
・ 除外による農地減少	120ha	→	措置必要（超過率20%）
	80ha	→	措置不要



影響緩和措置の必要面積

（判明した翌年度から）

除外目的変更の面積 × 超過率
（整備計画の変更毎） （上限100%）

【例】 超過率20%の場合	
（除外目的変更）	（講ずべき影響緩和措置）
・ X市 5ha	5ha × 超過率20% = 1ha
・ Y市 10ha	10ha × 超過率20% = 2ha

（ストック管理）

農用地区域内
農地の面積の
都道府県目標

>

農用地区域内
農地の面積の
実績

【例】	(C年度)		(翌年度)
・ 都道府県面積目標	10,000ha		
・ 実際の農地面積	9,500ha	→	措置必要
	10,500ha	→	措置不要



（判明した翌年度から）

除外目的変更の面積と同等
（整備計画の変更毎） （100%）

【例】	
（除外目的変更）	（講ずべき影響緩和措置）
・ X市 5ha	5ha（除外目的変更と同等）
・ Y市 10ha	10ha（除外目的変更と同等）

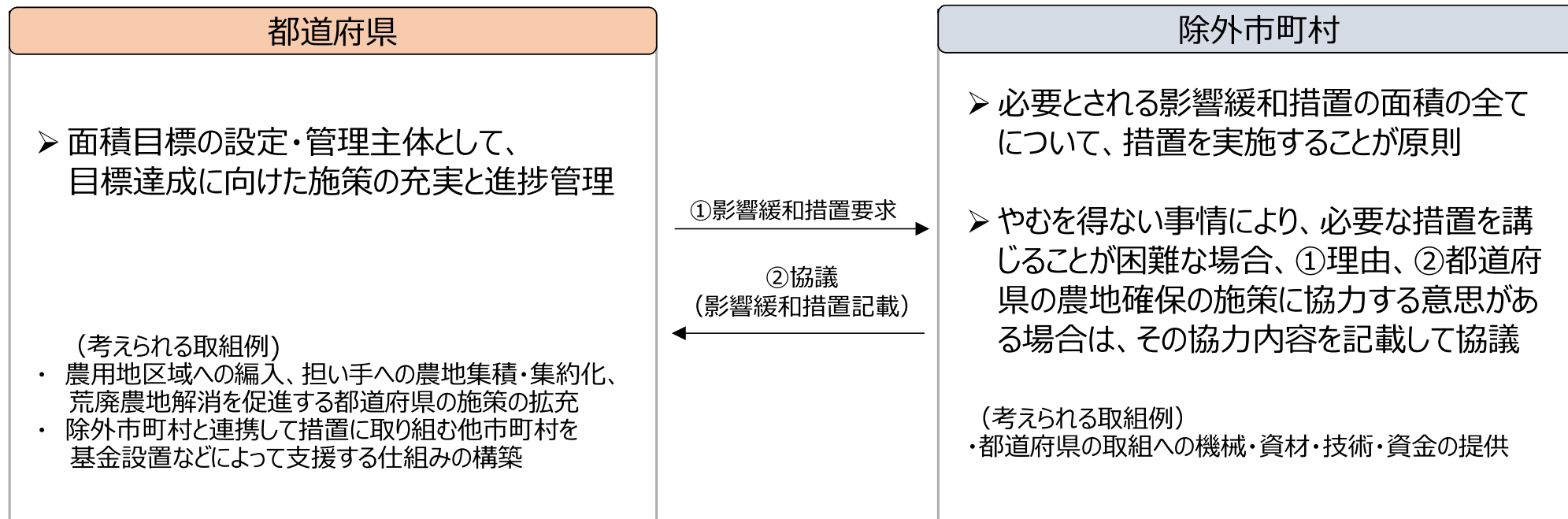
※¹ フロー管理・ストック管理の両方で措置必要となった場合は、ストック管理による影響緩和措置を講ずる必要。

※² 法第13条第2項による除外。例えば、市街化区域編入・地域整備法（地域未来投資促進法、農産法等）による施設の設置・公共転用（農振法開発許可不要のもの）・地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（27号計画）・基礎調査による変更などによる除外は除く。

※³ ①デジタル技術の活用等による測量方法の精緻化、②市街化区域への編入等による農業振興地域の区域の変更により、都道府県の農地面積に変動が生じた場合には、その変動面積を、都道府県面積目標の数値に加減した上で、影響緩和措置の要否を判断することが可能。

影響緩和措置の内容と履行

- ◆ 都道府県は、自らの面積目標の実現に向けた施策の充実や進捗管理を適切に実施。
- ◆ 除外目的変更を行おうとする市町村は、必要とされる影響緩和措置の面積の全てについて、措置を講ずることが原則。



影響緩和措置の内容

- 農用地区域への農地の編入、荒廃農地の解消、農用地の造成のいずれか（複数でも可）
※都道府県面積目標の施策効果分として実施することを想定している取組は除く（都道府県において適切に判断）
- 書面を提出する主体は除外市町村。影響緩和措置を講ずる者は市町村以外の者でも差し支えない。
- 整備計画の変更から5年以内に履行（工期が5年を超える場合はその工期）
※影響緩和措置の履行状況は、都道府県において措置完了まで継続的に把握